

北海道食の安全・安心条例の概要

北海道農政部

制定の趣旨

BSEの発生や食品表示の偽装などにより、消費者の食品に対する信頼が大きく揺らいでいる中で、消費者の視点に立った食の安全・安心の確保が重要な課題となっています。

このため、食の安全・安心の確保に関する施策について、基本理念、関係者の責務等の基本となる事項を定め、道民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品づくりをめざすため、食の安全・安心に関する基本条例として制定しました。

目的

食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康を保護し、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的としています。

基本理念

- ① 道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保
- ② 道民の健康の保護が最も重要であるという認識の下での取組
- ③ 道民の要望及び意見の反映、生産者等その他道民との協働による取組
- ④ 食品の生産から消費に至る各段階における取組

条例のポイントと主な施策

- ポイント1 我が国最大の食料生産地域として、消費者重視の視点に立ち、北海道らしい特色ある具体的な施策を盛り込んでいること
- ポイント2 道産食品をはじめ輸入食品など食品全体を対象としていること
- ポイント3 食のリスクコミュニケーションの推進を盛り込んでいること
- ポイント4 食育を国に先駆け積極的に推進する姿勢を打出し、具体的な施策を盛り込んでいること
- ポイント5 全国で初めて遺伝子組換え作物の開放系での栽培による交雑・混入の防止に関する措置を盛り込んでいること
- ポイント6 安全・安心な食の生産環境を保全する具体的な施策を盛り込んでいること
- ポイント7 道民からの申出制度や食の危機管理体制の確立を盛り込んでいること

施策等の体系

食の安全・安心のための施策

基本的施策等

情報の提供
食品等の検査及び監視
人材の育成
研究開発の推進
緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

安全で安心な食品の生産及び供給

食品の衛生管理の推進
農産物等の安全及び安心の確保
水産物の安全及び安心の確保
生産資材の適正な使用等
生産に係る環境の保全

・クリーン農業、有機農業の推進
・遺伝子組換え作物の栽培等による交雑・混入の防止
・家畜伝染病の発生の予防等

・生鮮水産物の鮮度保持
・貝毒等の安全確保対策

・農薬の適正使用等
・動物用医薬品の適正使用等
・飼料等の適正使用等

・農用地の土壌汚染防止
・水域環境の保全
・地下水の汚染の防止

道民から信頼される表示及び認証の推進

適正な食品表示の促進等
道産食品の認証制度の推進

・食品表示の監視体制の整備等
・食品の生産過程の記録等の促進

情報及び意見の交換、相互理解の促進等

情報及び意見の交換等
食育及び地産地消の推進
道民からの申出

北海道食の安全・安心委員会

知事の附属機関

知事からの諮問を受けて、食の安全・安心に関する重要事項などの調査・審議

北海道食の安全・安心委員会

知事の附属機関として設置しています。

審議内容	食の安全・安心に関する重要事項の調査審議等
構成	学識経験者、消費者、生産者等 15人以内
専門部会	専門的な事項の調査審議等を行う専門部会を必要に応じて設置

施行期日等

平成17年 3月31日 制定
 平成17年 4月 1日 施行
 平成21年 3月31日 改正(条例の施行状況等の検討時期に関する改正)
 平成22年 6月29日 改正(米トレーサビリティ法の制定に伴う改正)
 平成26年10月14日 改正(薬事法の一部改正に伴う改正)
 平成27年 7月21日 改正(食品表示法制定に伴う改正)
 平成30年 3月30日 改正(農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う改正)
 令和 2年10月13日 改正(肥料取締法の一部改正に伴う改正)